奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十二年九月二十二日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
広陵町長 平岡　仁	水と農地活用促進事業（用排水路） 寺戸南地区	平成二十二年十月四日から同月二十五日まで 広陵町役場